

能美市敬老事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、多年にわたり地域社会の発展に寄与された高齢者を敬愛し、高齢者福祉について広く市民の関心と理解を深めることを目的とした事業(以下「敬老事業」という。)に対して、予算の範囲内で能美市敬老事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、町会・町内会及び複数の町会・町内会で組織される団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる敬老事業は、4月1日から12月31日までの間に実施する敬老事業とする。

2 敬老事業の対象者は、市内に住所を有し、敬老事業実施年度内に満75歳以上となる者(以下「対象者」という。)とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、敬老事業の実施に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 敬老事業実施に係る事務費及び諸経費
- (2) 敬老事業実施当日の食糧費
- (3) 敬老事業実施当日の高齢者を祝うための事業に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる基本割と人数割の合計額とする。ただし、補助対象経費の額が補助金額を下回るときは、当該補助対象経費の額を補助金の額とする。

(1) 基本割 対象者の人数により、次の区分で定める額とする。

ア 1人から50人まで 2万円

イ	51人から100人まで	2万5,000円
ウ	101人から150人まで	3万円
エ	151人から200人まで	3万5,000円
オ	201人から250人まで	4万円
カ	251人から300人まで	4万5,000円
キ	301人から350人まで	5万円
ク	351人から400人まで	5万5,000円
ケ	401人から450人まで	6万円
コ	451人から500人まで	6万5,000円
サ	501人以上	7万円

(2) 人数割 敬老事業に参加した対象者の人数に1,000円を乗じた額

2 前項ただし書の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付回数は、同一年度において1回とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、敬老事業終了後速やかに、能美市敬老事業補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 複数の町会・町内会が共同して敬老事業を実施する場合は、共同実施町会・町内会の代表者をもって申請することができる。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、その内容等を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、能美市敬老事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により申請者へ通知する。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、能美市敬老事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき
 - (2) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
 - (3) その他市長が適当でないと認めたとき
- (その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示）

この告示は、公表の日から施行する。